## 議員提出議案第2号

羽曳野市議会の議員の期末手当の特例に関する条例の制定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 112 条及び羽曳野市議会会議規則(昭和 56 年羽曳野市議会規則第 3 号)第 13 条第 1 項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

令和2年11月30日

羽曳野市議会

議長松井康夫殿

提出者

羽曳野市議会議員

竹 本 真 琴

金銅宏親

笹 井 喜世子

黒 川 実

笠 原 由美子

## 提案理由

令和 2 年 12 月に支給する羽曳野市議会の議員の期末手当の額を減額するため、この 条例を制定しようとするものであります。

## 羽曳野市議会の議員の期末手当の特例に関する条例

 令和
 年
 月
 日

 羽曳野市条例第
 号

令和2年12月に支給する羽曳野市議会の議員の期末手当の額については、特別職の職員の給与に関する条例(昭和31年羽曳野市条例第6号)第6条の規定にかかわらず、同条第2項の規定により算出した額から、その額に100分の18を乗じて得た額を減じた額とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。